

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する提出意見

－令和2年度の接続料の改定等－

(意見募集期間:令和2年1月18日(土)～同年2月17日(月))

意見提出者一覧

計 19 件(法人等 15 件、個人:4件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	株式会社PinT
5	株式会社USEN NETWORKS
6	インターネットマルチフィード株式会社
7	特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構

8	NGN IPoE協議会
9	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
10	イーブロードコミュニケーションズ株式会社
11	BBIX株式会社
12	ソフトバンク株式会社
13	KDDI株式会社
14	フリービット株式会社
15	個人D
16	日本ネットワークイネイブラー株式会社
17	株式会社フォーバルテレコム
18	EditNet株式会社
19	株式会社朝日ネット

1 令和2年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

該当箇所	御意見
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1-1-1 端末 回線伝送機能 基本料 (6)ア欄 ほか	総務省殿や有識者、通信事業者各者の努力によって NTT 東西殿の光ファイバの接続料金は大きく下がりました。これにより日本のブロードバンドが極めて高度に普及し、日本の市民生活に貢献しましたが、今後は光ブロードバンドサービスの地域・不採算地域を含めてあまねく地域に普及させるための議論も必要であると考えます。これは、固定ブロードバンドサービスの更なる普及だけでなく、地方、特にルーラルエリアにおける 5G のエリア化やデータセンターの分散配置、政府が進める働き方改革、リモートワーク、U ターン・I ターンを促進するために必要です。ICT 社会における都市・地域の均衡ある発展のために積極的に議論していただくことを要望します。 (特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1-1-1 端末 回線伝送機能 基本料 (6)ア欄 ほか	光ファイバはまだ全国に多くの空白地帯が存在しています。ブロードバンド促進のために光の接続料低廉化と並行して空白地帯の解消に向けた議論が必要です。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
光ファイバの耐用年数	令和元年度に適用される接続料から、加入光ファイバに係る耐用年数が見直されました(架空:20 年、地下:28 年)。当該見直しについては、前回の耐用年数見直しから 10 年以上経過した結果、シングルスター方式 1 芯あたりの月額使用料において当初の令和元(平成 31)年度認可接続料と比べて、NTT 東日本殿で-202 円(-8.2%)、NTT 西日本殿で-223 円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。 接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためには、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省からNTT東日本・西日本

	<p>に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との記載があるとおり、複数年度の算定期間が終了する都度検証を行い、その結果を確実に一般公表した上で、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料金を見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
光ケーブルに係る未利用資産	<p>第 29 回研究会(令和 2 年 1 月 30 日)にて、総務省殿より提示された「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明」において、接続料原価総額としては微減傾向にある一方、設備管理運営費の減少及びレートベースの増加等による報酬額の増加傾向が継続するとされています。</p> <p>この状況において、現在 NTT 東西殿は、光ファイバケーブルにおける未利用芯線(NTT 東日本殿 41.2%、NTT 西日本殿 45.4%(※))についてもレートベースに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っている状況です。</p> <p>同研究会第二次報告書(平成 30 年 10 月 2 日)において「レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」と明記されていること、同じく研究会第三次報告書(令和元年 9 月 25 日)においては「現状の加入光ケーブル資産の全てが事業につき真に必要なものであることが十分説明されるまでには至っていない」と明記されていることも踏まえ、本件については、データの蓄積・検証方法・検証スケジュールを含め、研究会における検討を早急に進める必要があると考えます。</p> <p>(※)第 16 回研究会(平成 30 年 11 月 30 日)の NTT 東西殿資料に基づき算出。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
加入光ファイバーに係る工事費	<p>概要 加入光ファイバーに係る工事費の大幅削減案</p> <p>光屋内配線工事費、屋外キャビネット設置工事費、光信号分岐端末回線作業費で 2 万近くとなっているが、賃貸や中古住宅において光回線を利用者が解約時に屋内配線を撤去せず、新しい借主が入居の際に光回線を契約する場合に前述の回線工事費用は不要となり工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の工事費のみで済むようになる。</p>

	<p>賃貸住宅で光屋内配線工事費がかかる原因として無理解な住宅オーナーが退去時に光回線の撤去を求める為、耐久寿命が数十年に及ぶ光回線を流動性の高い賃貸住宅において減価償却が完了する前に撤去してしまうという著しく非効率な行為がまかり通ってしまう為である。</p> <p>住宅オーナーに IT に無知な高齢者が多い為、光回ファイバーを直結するメリットを理解してもらうのも至難の業であり自身の経験であるが電話で数回による押し問答の末によりやく許諾を得た経験がある。</p> <p>VDSL 方式のモデムが事実上製造中止となり、NTT・KDDI・CATV も含め光回線を直結する光配線方式に移行を通信各社が推奨しているにも関わらずこの様な非効率な状態を放置すると 2024 年のアナログ回線廃止のスケジュールを遅延させ、旧式設備を維持し続けなければならない事態を誘発し利用者に余計なコスト負担を強いる結果となってしまう可能性が高い。</p> <p>また、長期にわたって回線使用できるようになれば、減価償却期間を長く取れ、高い光回線の使用料を値下げ出来る余地が発生し光回線の値下げを行えると思われ、</p> <p>この為には賃貸及び中古住宅オーナーに光回線を撤去させないような意識を持たせるようにしなければなりません。</p> <p>具体的には光回線を残す場合はその住宅の価値を上げる・賃貸で入居者が集まりやすい、逆に撤去する場合をペナルティ扱いとなる資産価値が下がるや入居者が集まりにくい様なインセンティブが働くようにする。</p> <p>高齢オーナーの場合かなり頭が固く法律を持ち出す解釈でないと OK しなかった経験から実害のあるペナルティになるとなるような半ば法律による義務化でないと OK せず、工事費の低減が著しく阻害される為、国土交通省住宅行政部門と連携し賃貸・借家で屋内回線残存を義務化するべきであると提言します。</p> <p>(個人B)</p>
-	<p>前回提出意見に追加致します。</p> <p>NTT 東西では小型 ONU を開発し実際に加入者に提供しています。</p> <p>小型 ONU であれば、ONU からルーターまでは銅線になり前の加入者解約し賃貸物件を転居しても ONU と屋内配線を撤去しなければ、ユーザー任意で ONU とルーターに接続出来る為工事作業の簡略化が可能です。</p>

	<p>引っ越しシーズンの工事過密日程を緩和出来ると思われます。</p> <p>NTT 及び KDDI や電力、CATV の多くでは共通の GEPON 規格を使用しており、この小型 ONU を各社共通で使い回し賃貸物件の転居でユーザー加入するサービスがが変更しても ONU 使い回す事が出来ればサービス開始の迅速化が図れると思われます。</p> <p>NTT がシェアが大きく独占している光回線の競争を促進する事にも繋がります。</p> <p>(個人B)</p>
--	--

2 令和2年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料改定等

該当箇所	御意見
「別紙 1 の P.27」 10Gbit/s インタフェース に対応する新たな設備 の接続機能	<p>利用者からの高速化に対する要望が強まっているなか、10Gbit/s サービスを提供している他事業者に対し、弊社も含め、現時点で光コラボ事業者はお客様のニーズに応えられていないという状況にあります。</p> <p>NTT 東西が、開発等が必要な PPPoE 方式の提供を待たずに、まずは IPoE 方式のみに対応し、10Gbit/s サービスの早期提供開始を優先することをお願いしたいと思います。</p> <p>なお、現時点でも顧客は、PPPoE 方式(1. wi-fi の設定、2. ルーターへのログイン、3. ISP のログイン)での設定方法の複雑さよりも、IPoE 方式(1. wi-fi の設定のみ)の簡単な接続方式を志向しており、顧客としては PPPoE 方式を採用したいという要望は生じないと感じております。</p> <p>(株式会社 PinT)</p>
(2) 令和2年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料改定等	<p>NTT 東日本・西日本が 10Gbit インタフェースに対応したサービスを早期に提供することに賛同します。</p> <p>光サービスの事業者競争は熾烈を極めており、NTT 東日本・西日本の 10Gbit サービスは市場的に見れば後発のサービスでもあることから、対応可能なものから順次準備を進めるべきと考えます。</p> <p>また、お客様からも映像サービスやゲーム利用だけでなく企業からも各種デバイス接続の多様化もあり、高速化を望む声が顕著であり、早期にサービスが提供されることが利用者利便性の向上に繋がることとなります。</p>

	(株式会社 USEN NETWORKS)
説明資料[別紙 1] p.27 10Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備の接続機能	1G 超光アクセスサービス(仮称)のリリースを歓迎します。他事業者は既に同等のアクセスサービスを市場に提供しており、NTT 東西が提供しているアクセス網を利用している事業者はサービスラインナップが劣後している状況にあります。近年トラフィック量は継続して増加傾向にあり、お客様からの帯域が広いアクセスサービスの利用を要望する声も多いため、2020年4月からの提供を要望します。また可能な限り早く全国展開し、インターネット接続環境の充実を図ることも要望します。 (インターネットマルチフィード株式会社)
説明資料[別紙 1] p.27 10Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備の接続機能	「1G 超光アクセスサービス(仮称)」のリリースを歓迎します。総務省の方で定期的に取りまとめている「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」の結果や、ネットワーク中立性に関する研究会で議論されている内容からも明らかですが、インターネットのトラフィック量は近年、継続して増加傾向にあり、日本国内の IPv6 によるアクセス回線の広帯域化については早急に対応し、展開する必要があります。インターネット利用環境の持続的な発展のためにも早期に全国展開することを期待します。 (NGN IPoE 協議会)
説明資料[別紙 1] p.27 10Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備の接続機能	1G 超光アクセスサービス(仮称)のリリースを歓迎します。 インターネットのトラフィック量は近年継続して増加傾向であり、アクセス回線の広帯域化については、東日本電信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社殿で提供準備が整った方式から早急に対応する事が、インターネット利用環境の発展のために必須であると考えます。 (BBIX 株式会社)
-	このたび、NTT 東西から 10Gbit/s インタフェースに対応する新設備に接続する新たな接続料の認可申請がなされています。動画配信サイトの 4K コンテンツの拡充、NHK のインターネット同時配信サービス開始、東京五輪などの各種イベントなど質・量ともに映像コンテンツへのニーズが益々高まっており、トラフィック量は引続き増加傾向にあると考えます。 1Gbps 超のアクセスサービスに対して、競合他社ができていないのになぜできないのかと、エンドユーザーからお声をいただくこともあり、フレッツサービスで高速アクセスの選択肢をユーザーに提示できないことはサービスプロバイダーとして歯がゆい事態でした。

	<p>フレッツユーザに対して、1G 超のアクセスサービスのシーズを早期に広げることで、新たなインターネットの利用を促し、日本のインターネットの発展を促すものと考えます。</p> <p>(フリービット株式会社)</p>
資料[別紙 1] p.27 10Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備の接続機能	<p>1G 超光アクセスサービス(仮称)のリリースに賛成します。</p> <p>インバウンド需要が拡大すると予測される状況において、宿泊施設や公衆WiFiの広帯域化は速やかに行わねばならず、特に導入が開始された WiFi6 においては 1G を超えるアクセス回線が要求されており、具体的な需要が発生している状況になっています。しかしながら、すでに複数事業者が 1G 超のインターネットサービスを提供している中で、同等のサービス提供が不可能なため需要に応えることができず競争上不利な状況におかれております。</p> <p>したがって、1G 超光アクセスサービスを早急に開始されることと、加えて同サービスによる IPv6 インターネットの全国展開が加速することを強く希望いたします。</p> <p>(日本ネットワークイネイブラー株式会社)</p>
-	<p>光サービス卸はすでに契約数 1300 万を超え、固定回線市場における非常に重要な事業基盤であると認識しておりますが、一方で増加ペースは鈍化しており、利用者のニーズを捉えた迅速な展開も必要かと思えます。</p> <p>NTT 東日本・西日本が今回 10Gbit インタフェースに対応した接続料金の認可申請を行っておりますが、すでに複数の事業者が 1Gbps を超えるサービスを開始しており、今回の接続料金の設定により、サービス卸を利用する事業者においても同様のサービスが提供可能となることは、利用者の選択肢を増やすという点で望ましく、その前提となる接続料は速やかに認可いただきたいと考えます。</p> <p>(株式会社フォーバルテレコム)</p>
-	<p>「1G 超光アクセスサービス(仮称)」のリリースを歓迎します。我が国のインターネット利用環境の持続的な発展のためにも適切なタイミングで適切な技術方式によるサービスが提供されることが重要だと考えます。</p> <p>(株式会社朝日ネット)</p>
10Gbit/s インターフェース	<p>一般収容ルータ優先パケット識別機能については、現時点での需要が不明なため、NTT 東西殿は1Gbit/s における同機能の料金を準用しており、実績が確定し次第、実績精算を実施するとありますが、実績が少ない場合は料金水準が急騰することが予想されるため、何等かの対応が必要と考えます。また、当該接続料については乖離額調整により補正を行う予</p>

	<p>定とのことですが、料金水準が急激に変動する場合には、激変緩和措置として調整額を分割し原価への算入時期を調整することが必要と考えます。</p> <p>なお、本メニュー(10G サービス)の提供に関して、今後 5G の到来に伴い固定ブロードバンドサービスにおいても益々超高速・大容量化が求められていく中、とくにオリンピック・パラリンピック前に提供を開始する事は国策としても重要であると認識しています。また、早期提供により 10G メニューサービスの先行他社と NTT 東西殿の間での競争が促進することも期待され、利用者利便の観点からも望ましいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 1 適用 8 欄ノおよび 13 欄、 2 料金額 2-1-1-1 端末 回線伝送機能(略) 2 欄ウ(イ) 2-1の4 光信号多 重分離機能 2-2 端末系交換機 能 (9)イ欄, (10)イ欄</p>	<p>今回新しく追加された NGN 上での 10Gbps サービスについては、IPoE 方式による接続のみが対象とされ PPPoE 方式は対象外となっています。総務省 接続料の算定等に関する研究会での議論や意見書等で公に要望されていた PPPoE 方式による 10Gbps 対応網終端装置の開発が遅れ、公の要望がなかった IPoE 方式のみ早期に実現することは NTT 東西殿の PPPoE 方式軽視の姿勢の現れであると言わざるを得ません。これは、研究会の議論でも明らかになったとおり、NTT 東西殿が自身のネットワークに設置・管理している網終端装置のコストの負担を避け、すでに全額負担している IPoE 方式を優先したものと容易に想定されます。10Gbps の接続約款化にあたって以下の通り要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. PPPoE サービスが IPoE サービスと同じ時期に開始されること 2. 10Gbps 用網終端装置の提供を速やかに行うこと 3. 10Gbps 用網終端装置の ISP 費用負担は既存の網終端装置と同様(IF 負担)とすること 4. 10Gbps 用網終端装置の増設基準はトラヒックベースであること 5. 10Gbps 用収容ルータの IPoE 接続数上限が改善していること、およびそれを検証すること 6. 光ブロードバンド(光サービス卸)の接続化が実現すること <p>(特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)</p>

<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 1 適用 8 欄ノおよび 13 欄, 2 料金額 2-1-1-1 端末 回線伝送機能(略) 2 欄ウ(イ) 2-1の4 光信号多 重分離機能 2-2 端末系交換機 能 (9)イ欄, (10)イ欄</p>	<p>本件認可申請は NGN の 10Gbps インターネットサービスの開始にかかる変更申請にもかかわらず、大手 ISP を中心として利用されている IPoE サービスのみが対象となっており、大手・中小 ISP や地域系事業者など多くの接続事業者が接続している PPPoE サービスは提供できません。</p> <p>10Gbps 対応網終端装置やホームゲートウェイの開発期間を理由として PPPoE サービスの開始時期が IPoE サービスよりも遅れるべきではありません。</p> <p>IPoE サービスの開始時期と同時期に PPPoE が開始されるよう、また網終端装置やホームゲートウェイ装置の開発状況やコストについて総務省殿が適切に指導するよう要望します。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>10Gbps サービスについて</p>	<p>弊社はこれまで(一社)日本インターネットプロバイダー協会を通じ、総務省の研究会や意見書において PPPoE と IPoE の両方式を同等に取り扱うように要望を続けてきました。しかし今回申請された NGN の 10Gbps サービスについては、IPoE 方式による接続のみが対象とされ PPPoE 方式による接続は実現されていません。これは新たに提供されるフレッツ光の新メニュー(10Gbps 対応)の提供エリア内であっても ISP の接続方式の違いによりサービス提供の可否が生じることになり、公正な競争を阻害するだけでなくユーザーの選択肢を狭め混乱の原因となります。本約款申請において PPPoE 方式が劣後する申請がなされていることは極めて不適切であり、以下の項目を要望します。</p> <p>1. PPPoE 方式と IPoE 方式の 10Gbps サービスの開始が同じ時期に開始されること。</p>

	<p>2. 仮に前 1 項が実現できない場合は、速やかに PPPoE 方式の 10Gbps に関する約款申請を行い、IPoE 方式の 10Gbps サービスの開始後 6 カ月以内に網終端装置の提供を行うこと。</p> <p>3. 10Gbps 網終端装置の ISP 費用負担は既存の網終端装置と同様(IF 負担)とすること。</p> <p>4. 10Gbps 網終端装置の増設基準はトラヒックベースであること。</p> <p>5. 現在運用中の地域活性化枠の制度を継続すること。</p> <p>6. もし 1 項が実現されなかった場合、今後は PPPoE 方式と IPoE 方式を公平に取り扱うように総務省殿が行政指導すること。</p> <p>7. 新収容ルータは IPoE 接続事業者(VNE)数の制限がないことを総務省殿が確認すること。</p> <p>(イーブロードコミュニケーションズ株式会社)</p>
<p>接続約款料金表 端末回線伝送機能, 光信号多重分離機能 等 (10Gbps メニューの導 入に合わせた接続料の 設定について)</p>	<p>今回の認可申請は、NTT 東西が NGN を利用した 10Gbps のサービスを実施するため、局内スプリッタ、収容局内装置などの接続料を新設するものと理解しています。</p> <p>ISP 事業者がエンドユーザーに 10Gbps のサービスを提供するためには、ISP 事業者との接続点にも 10Gbps 以上のインタフェースが必要になります。しかし 10Gbps のインタフェースは IPoE 方式のみに用意されており、PPPoE 方式では提供されていません。</p> <p>PPPoE 方式には接続事業者数の制限がないことから競争が働き多くの事業者が参入しているのに対し、IPoE 方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない状況を考えると、IPoE 方式のみより高速なメニューの提供が可能になることには、競争上大きな問題があります。</p> <p>この点について、平成 21 年(2009 年)8 月 6 日情報通信行政・郵政行政審議会答申では、IPv6 インターネット接続の提供時期について、PPPoE が IPoE よりも遅れないことを求めています。本件についても本質的な問題点は同じであり、今回も同様に考えて、PPPoE と IPoE で同時期にサービスを開始できるよう、指導していただくよう要望します。</p> <p>第一種指定電気通信設備である NGN の利用にあたっては公平性が重要ですが、法令上も特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いは禁止されている(事業法 33 条 4 項 4 号)ことから、PPPoE 方式と IPoE 方式でスタートラインが異なることは、同じ第一種指定電気通信設備を使う事業者の間での競争環境をゆがめることとなりますので、あらためて本</p>

	<p>問題について総務省の監督や研究会での議論を要望します。</p> <p>PPPoE 方式の網終端装置は本年春頃に認可申請を予定しているとのことですが、すでに IPoE よりも提供時期が遅れており、また接続料などの条件が不利なものであった場合、PPPoE と IPoE で競争上の格差が決定的になってしまうおそれがあります。</p> <p>NTT 東西が今年春頃に行うとしている PPPoE 方式の網終端装置の接続約款変更認可申請を直ちに行うこと、今回の約款申請と同時に審査すること、PPPoE と IPoE で不当な差別的取扱いが行われていないかを総務省や研究会等において確認していただくようお願いします。</p> <p>その際、以下の点についても十分担保されるよう、適切な指導を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPPoE 方式でも利用者の円滑なインターネット接続が可能となるよう網終端装置の増設条件をトラフィックベースでの増設基準とすること。 ・NTT 設備へ ISP が支払う改造費の割合(インタフェース部分のみを ISP 事業者が網改造料で負担するとしていた割合)を変更しないこと。 <p>(EditNet 株式会社)</p>
<p>接続約款料金表 端末回線伝送機能、 光信号多重分離機能 等 (10Gbps メニューの導入に合わせた接続料の設定について)</p>	<p>10Gbps のサービスに対応するために必要な機器は、IPoE 方式、PPPoE 方式とも 2019 年 2 月ころ準備に着手され、PPPoE 方式は網終端装置とホームゲートウェイの開発に時間がかかったことから、IPoE 方式から 1 年遅れて、2021 年 4 月までに利用開始できるように準備すると説明がありました。しかし、網終端装置の 10Gbps 化は、従来から混雑対策のために複数の ISP 事業者が要望しており、今から 2 年以上前の 2017 年(平成 29 年)9 月には、接続料の算定に関する研究会第一次報告書に盛り込まれていたものです。多くの ISP から強い要望が長期間あったにもかかわらず、NTT 東西がそれに速やかに対応することなく PPPoE の 10Gbps 化を IPoE よりも大きく遅らせて提供することは大変遺憾です。そもそもサービスの 10Gbps 化にあたり、PPPoE 方式では網終端装置やホームゲートウェイの対応が必要になることはわかっていたのですから、IPoE 事業者ばかりを優遇したと考えざるを得ません。この点についても総務省や研究会等で NTT 東西の開発の進め方が適切であったか確認いただくようお願いします。</p> <p>また、NTT 東西は 10Gbps の網終端装置と共にホームゲートウェイ(加入宅内装置)の開発が必要であると説明していますが、本質的にホームゲートウェイ装置は 10Gbps 回線サービスに必須の装置ではありません。また 10Gbps の網終端装置は、</p>

	<p>1Gbps のサービスを収容するために使うこともでき、それは現在の網終端装置の混雑対策につながることから、本来もっと早い段階で準備されるべきものだったと考えます。これらの理由から、ホームゲートウェイの開発・提供状況に関わらず、10Gbps の網終端装置を一刻も早く利用可能とすることが必要です。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>
<p>接続約款料金表 端末系ルータ交換機能等 (10Gbps メニューの導入に合わせた接続料の設定について)</p>	<p>今回、収容局ルータも「新収容局ルータ」として新たな装置が導入されるとされています(申請概要 p.27)。新たな装置の導入に当たって、IPv6 の参入可能事業者数の制限の撤廃など、これまで公正競争上の問題として当社や他事業者、日本インターネットプロバイダー協会等が指摘してきた問題がきちんと改善されているかについて、総務省においても確認していただくようお願いいたします。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>
<p>IGS 接続のトラフィック予測方法</p>	<p>IGS 接続のトラフィック予測方法について、従来の予測方法(固定+IP 電話の 10 年平均比率)から新予測方法(固定+IP 電話の直近 1 年比率)へと変更されています。平成 30 年度を対象にした検証では予実の差異は改善される見込みとありますが、直近 1 年の値を予測に用いる場合は安定性が十分ではなく、当該年度に特異なトラフィック増減を生じさせる事象が発生した場合、予実が大幅に乖離する可能性も考えられます。</p> <p>このため、トラフィック予測方法についてはより差異の少ない安定的な予測方法を採用すべきであり、引き続き毎年予実の差異を検証しつつ、適切な予測方法を模索すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>(2) 次世代ネットワーク(NGN) 等に係る接続料の改定等</p>	<p>ひかり電話トラフィック予測は、令和元年度接続料認可答申を受け、直近の変動のみを考慮した予測方法へ見直しされています。将来予測を厳密に行うことは難しいですが、調整額がなしである将来原価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向が続いていることを意味していることから、需要予測は慎重に行う必要があると考えます。2021 年度以降もトラフィックの減少傾向は変わらないと想定されますが、その変動率は年々小さくなっているため、適切な需要予測により実績との乖離幅が大きく増減しないよう注視し、必要に応じて予測方法の見直し等も視野に入れ、より精度の高い需要予測が実施されることを希望します。</p>

	(KDDI株式会社)
-	<p>接続料は最終的にプロバイダの利用者(個人・一般企業)がプロバイダ料として負担しているので、この観点から意見させていただきます</p> <p>次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料改定等のうち PPPoE 接続について、今回は東日本が+8.2%、西日本が+15.2%の値上げです</p> <p>昨年(令和元年)に於いても東日本+30.4%、西日本+19.3 の値上げになったばかりです。</p> <p>一般的に電子機器は同じ性能であれば技術革新により装置価格は安くなりますし、複数年で減価償却するにしても同額か安くなっていくはずです。</p> <p>どういう計算をしたらコストアップになるのでしょうか？NTT 東西にはコスト増の原因を説明する責任があると思いますし、コスト増を押さえる対策を考えてもらわないといけません。</p> <p>例えば設備の老朽化で故障頻度が増して装置交換や保守要員の人件費が増していると仮定するなら、来年はもっと酷くなって再値上げになるでしょう。対策として、計画的な設備更新をすとか、PPPoE 接続サービスを打ち切って IPoE に移行させるとか、何か抜本的対策が必要なのではないのでしょうか？</p> <p>本来は値段に見合ったサービス=性能を求めて良い筈ですが、値段だけ上がっていくのは理解に苦しむので、宜しくおねがいします。</p> <p>(個人C)</p>

3 実績原価方式に基づく令和2年度の接続料改定等

該当箇所	御意見
コロケーション費用について	平成 30 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成 30 年 5 月 25 日)において、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)に対し、コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地が

	<p>無いか検討すべきとされ、これに基づき要請が行われました。これを受けて、NTT 東西殿より令和 2 年度のコロケーション費用に係る予見性確保の取組として、電気料(10 月下旬)やコロケーション費用のビル別単価(12 月下旬(主要エリアの数ビル)と 1 月下旬(主要エリアの全ビル))等の開示が行われています。しかしながら、これらの早期開示される情報については、NTT 東日本殿においては東京・神奈川エリア、NTT 西日本殿においては大阪・愛知エリアのみの開示に限定されています。</p> <p>電気料がコロケーション費用に与える影響は極めて大きい(費用全体の半分程度を占める)一方で、現状の早期開示では一部の電力会社エリアの傾向しか掴めず、予見性確保という観点ではまだ情報が不足しているため、NTT 東西殿は電力会社エリアごとに、現行のスケジュール通り、電気料やコロケーション費用のビル別単価の早期開示を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>中継ダークファイバについて</p>	<p>中継ダークファイバの需要(芯線長)は近年減少傾向ですが、本件については、令和 2 年度接続料改定に係る NTT 東西殿主催の説明会において、中継ダークファイバの需要減少の要因について、PSTN マイグレーション等に伴う加入者交換機のスリム化を行っている影響である旨の説明がありました。</p> <p>令和 2 年度の接続料に関しては、設備コストの低廉化の影響もあり、前年度に比してやや低廉化しましたが、需要の減少が続いた場合、今後接続料金が大きく上昇する懸念も存在します。</p> <p>中継ダークファイバは接続事業者が NTT 東西殿の収容局内に設置している伝送網を繋ぐネットワークの基幹を担う設備であり、接続料金の変動による接続事業者の事業への影響が甚大であることに鑑みれば、NTT 東西殿は、中継ダークファイバの需要変動に大きく影響する PSTN マイグレーション等に伴う加入者交換機のスリム化といった計画については、中長期的な需要の見込値を開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>ドライカップ接続料について</p>	<p>令和 2 年度接続料改定に係る NTT 東西殿主催の説明会において、ドライカップについては今後利用見込みがない回線の減損処理を平成 29 年度に引続き、平成 30 年度も実施した旨、並びに減損処理については平成 29 年度に大部分の処理が終わっており、平成 30 年度にはその残りの部分について減損処理を行ったため、引続きの減損処理は難しい旨の説明がありました。しかしながら、ドライカップ回線の需要は引き続き減少していくことが見込まれることから、利用見込みが無く</p>

	<p>なった資産については引き続き毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>
--	--

4 その他

該当箇所	御意見
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-4 中継系交換機 能 4欄 ほか	<p>県間伝送路はボトルネック設備である NGN と一体的に構築されています。その利用には光ファイバや県内網と同様の不可避性が存在することから、県間伝送路はボトルネック設備としての第一種指定電気通信設備と同様の規律が必要です。網使用料の算定にあたっては、同じ県間伝送路の市場調達の実績を接続事業者等から募集するなどして、料金設定を推進すべきです。NTT 東西殿は「現在の県間伝送路は(代替性がある)市場から調達しており料金は適切」と主張していますが、もし現在の料金が最も効率的であるなら、仮に上記の算定方法を導入したとしても料金は変わるものではないため、NTT 東西殿が反対する理由はないと考えます。 (特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)</p>
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-4 中継系交換機 能 4欄 ほか	<p>例えば IPoE 方式でのサービスを提供する場合や、ひかり電話、および QoS パケット接続などは県間区間伝送機能を不可避的に利用することになるため、利用の不可避性をもって規律が必要です。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
NGN 県間伝送路につ いて	<p>IPoE 方式を用いて接続する場合、NGN の県間伝送路を不可避的に利用することになるため、これを第一種指定電気通信設備とすることを要望します。 (イーブロードコミュニケーションズ株式会社)</p>

<p>その他 (県間区間伝送機能について)</p>	<p>NGN の網使用料などの申請に関連して、IPoE 方式や電話サービスに加え、一定以下のトラフィック規模の PPPoE 方式であっても県間区間伝送機能を不可避免的に利用することになります。そのため、県間区間伝送機能についても第一種指定電気通信設備に準ずる規律により、例えば長期増分費用モデル等を参考に接続料が設定されるべきです。</p> <p>また、接続料の設定にあたっては、現在の非指定約款ではトラフィックやユーザ数に関係なくポート単位で料金が設定されているため、1Gbps の網終端装置を 10 台設置する場合は支払額が 1Gbps の料金(136 万円)の 10 倍である月額 1360 万円となるのに対し、網終端装置の上流で NTT 東西が集約装置で集約して 10Gbps のインタフェースにする場合は 10Gbps の料金(月額 354 万円)が適用されるため、県間区間伝送路等に与える負担は同程度なのに接続料に 3 倍近くの差が生じるという不合理もあります。</p> <p>県間区間伝送機能では、主要な県間回線の部分で複数の ISP 事業者のトラフィックを混載しているため、ポートの容量はコストドライバとして適切ではなく、ユーザ数のように利用の度合いで分担するべきと考えます。</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>
<p>その他 NDA の取り扱いについて</p>	<p>接続や光サービス卸の実施にあたって NTT 東西殿から締結を要求される NDA では、接続事業者側が総務省殿や研究会等の場の問題提起する場合であっても NTT 東西殿の同意が必要です。これでは NTT 東西殿にとって問題ない情報のみ開示でき、NTT 東西殿に都合の悪い情報は議論提起すらできないため、制度議論が進展しません。また、そもそも NDA の条文や仕組みが機密である必要はありません。接続制度はオープンでノンバイディングな議論ができるよう要望します。</p> <p>(特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)</p>
<p>その他(接続と卸について)</p>	<p>現在 FTTH に占める光サービス卸の割合が 60%を超えています。卸に対応した接続が存在しないことから早急に接続化の議論が必要です。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>-</p>	<p>「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテレビ)」等を主流に導入をするべき構造と、私個人は思います。要するに、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」が独占している既得権益では、古い構造を維持すると「回線混雑(トラフィック)」を招く構造と思いますので、「ISDN」を含む「DSL 系(固定電話の回線及び FAX の回線)」における「VDSL 及び ADSL」等は、廃止するべき構造と、私は思います。</p>

	(個人A)
-	<p>前回提出のソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社のサービスを宣伝するために KDDI 株式会社の光回線サービスを捏造情報で中傷について追記致します。</p> <p>本当に回線速度が高速なプロバイダ・回線事業者であれば収 NTT 容局(GC)と中継局(IC) 中継ダークファイバ速度、網終端装置、GWルータの増強(10Gbps→100Gbps 等)を図ったり、新光信号伝送装置(10Gbit)の導入を毎月逐次公表するといった行動を取る。</p> <p>PPPoE 方式の速度が遅いと批判された NTT コミュニケーションズのプロバイダ OCN がユーザー一人当たりの速度を増強した IPoE 方式の対応状況を自社ページで工事予定・実際の工事状況を毎月公表するといった様なものを新光信号伝送装置(10Gbit)の導入でも全プロバイダで行えば、実際の回線品質が露呈し違法なキャッシュバックにかまけて回線品質が最低なプロバイダが白日の下に晒され、低品質なプロバイダの解約急増による業界の自浄作用を期待出来る。</p>
-	<p>(個人B)</p> <p>近年光回線の顧客獲得の為に、捏造情報で他社サービスを貶めるまとめブログ・SNS アカウントを掲載し、自社サービスに誘導する行為が目立ちます。</p> <p>インフラを知る IT 技術者であれば捏造情報とすぐに判明する「あからさまな虚偽情報」でセンセーショナルな見出しを掲載し、〇〇社の光回線は遅いが△△社は高速であるというまとめ記事で釣り、ページ最後に自社サービスの加入申し込みページリンクボタンを配置する形式のものです。</p> <p>事例ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社のサービスを宣伝するために KDDI 株式会社の光回線サービスを捏造情報で中傷。</p> <p>au ひかりが遅い理由を調べすぎて倒れた(まとめサイトのタイトル)</p> <p>記事の要約</p> <p>au ひかりが遅くなる最大の理由は「シェアドアクセスエリアで自宅周辺の光回線ユーザーが多いこと」です。</p>

	<p>ページ下部のリンク</p> <p>au ひかりの速度が遅くて困っている人は、NURO 光関連の記事にお進みください。</p> <p>該当サイトを作成した光回線の代理店</p> <p>NURO 光 正規代理店 株式会社アウンカンパニー</p> <p>この様な非常識かつ不見識な記事は著しい営業妨害であると考えられます。</p> <p>KDDI がシェアドアクセス方式を採用しているのは事実であるが、近年の回線速度のボトルネックは NTT 局舎側の光回線親機(OTL)とインターネット通信インフラが終結する東京・大阪等の他社との接続地点までの回線輻輳による速度低下の方が影響が大きい。</p> <p>また、国内全体では KDDI より NTT 東西のフレッツ光の方が利用者数が圧倒的に多く、同一エリア内でシェアドアクセス方式で最大 32 ユーザーが利用し光回線の速度が低下する現象が発生しやすいが、KDDI 光回線の実質シェア(加入者数)ら光回線親機(OTL)が 32 ユーザー全数埋まるとは考えづらい。</p> <p>KDDI は正式にソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、NURO 光 正規代理店 株式会社アウンカンパニーに何等かの制裁措置を加えるべきである。</p> <p>また、これ等のまとめサイトのような行為は KDDI だけでなくソフトバンク・NTT 東西フレッツサービスのプロバイダにも行われている。</p> <p>本来は他社との接続地点までの回線輻輳を解消するための設備投資や顧客への還元として基本料値下げが行われるべき資金を捏造記事掲載者と代理店に非常識な販売奨励金を付与していると考えられます。</p> <p>この行為は会社間の営業妨害だけでなく本来顧客に還元すべき利益を人間の屑以下の行為をする者に供与するという消費者への裏切り行為である。</p> <p>(個人B)</p>
-	<p>今回、NTT 殿の申請に対する意見募集のため場違いな部分があるかもしれませんが気になった点についてコメントさせ</p>

ていただきます。今回もしくは将来活用ができる部分があれば、ご活用のほど宜しくお願い致します。(賛成の方向での意見と理解いただければと思います)

●はじめに(認識)

接続料検討の分析において、光ファイバーの長寿命性が示され、国内光部品メーカーや通信事業者が、先進的な FTTH を早期から取り組むことで、通信事業者が十分な利益を生む(別添3、P2、フレッツ光、ひかり電話の収益性)状況になっているかと思えます。

NTT の技術力、サポート力、営業力が圧倒的であり、過半は NTT が担っており、また、光部品メーカー、伝送装置メーカーの協力もあり、2001 年のサービス開始以来結果として、他国に先駆けて高効率な FTTH を高収益で実現したとも言えます。

一方、CATV, KDDI などの他の通信事業者が努力をするものの、その壁が大きく、(通信料金の高止まり防止という意味で)国民への影響を避けるため、このような接続約款の許認可を通じて実施していると認識しております。

●接続料と通信料金の推移

しかしながら、総務省殿の資料に見られるように、接続料は 5000 円@2001 から 2000 円@2019 と下がっているが、加入者が支払う通信料金は 6500 円@2001 から 5000 円@2018 と変化が少ない状況となっています。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000553420.pdf

●FTTH の課題

総務省殿調査にあるように国民センターへの苦情として FTTH が一番にあげられており、

https://www.soumu.go.jp/main_content/000561364.pdf

また(古い資料ですが)FTTH にロックイン効果があることが示されています。

https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss600304_033050.pdf

苦情の要因としては、FTTH は住み替え時を除くと、スイッチングコスト差異内なら、切り替えをするようなものではなく、通信事業者にとっては高収益であり、多額のキャッシュバックをしてもユーザー獲得する便益があるため強引な勧誘が見られるのではと思われます。

●接続料算定部

別紙1、P.7に示される接続料算定区間は、光コンセントから FTM までの長寿命と推定される物理層部分といえる。接続料の変化に比べ、通信料金の変化が少ないということは、国民の支払いは通信事業者の収益が拡大に寄与し、一方、物理層の光伝送部分の収益が抑えられているとも言える状況に見えます。

●望ましい姿

先進的な FTTH 技術が日本のみならず世界でも活用され、長期利用者が安価に利用できる社会になる事ではないかと思われ、この方向として、接続料のみならず通信料金の低減や、スイッチングコストの低減、FTTH 技術が世界に利用されるような政策を期待するところであります。

既に他で検討されている、もしくは本接続料の枠外の内容が含まれている部分、場違いなコメントもあるかもしれませんが、光伝送路は、住宅寿命に近いレベルと期待され、電力、ガス、水道、とともに重要なインフラを担っています中、将来のご検討の一助になれば幸いです。

(個人D)